

個人番号(マイナンバー)・法人番号の取扱いについて

平成28年1月1日以後に提出する軽自動車税の減免申請書の様式に

マイナンバー(個人番号)・法人番号

の記載欄が新設されました

(1) 納税義務者のマイナンバー(個人番号)・法人番号の記載について

個人の方は12桁の個人番号を、法人にあっては13桁の法人番号を、所定の記載欄に記載してください。

(2) 本人確認資料の添付について

個人番号(マイナンバー)の記載がある申請書の受付には、本人確認(番号確認と身元確認)が必要であるため、下記をご参照の上、窓口にて本人確認ができるものを提示してください。

①納税義務者本人が申請書を提出する場合

(1～3の何れかを添付・提示してください。)

- 1 個人番号カード(番号確認と身元確認)
- 2 通知カード(番号確認)と運転免許証等の顔写真付きの身分証(身元確認)
- 3 個人番号が記載された住民票(番号確認)と運転免許証等の顔写真付きの身分証(身元確認)

※上記以外のケースで本人確認を行う必要が生じる場合については、予めお問い合わせください。

②代理人が申請書を提出する場合(全て添付・提示してください)

- 1 ①1～3などの軽自動車税の納税義務者本人の番号確認ができるものの写し
- 2 代理人の身元確認ができる資料(個人番号カード、運転免許証など)

(3) その他

個人番号(マイナンバー)・法人番号は、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤です。制度の主旨をご理解いただき、番号の記載にご協力ください。ただし、個人番号(マイナンバー)・法人番号の記載がない場合でも、申請書は有効なものとして受理いたします。また、本人確認資料の不備等により本人確認ができない場合、申請書への番号の記載はないものとして受理いたしますので、予めご了承ください。